

聞きかじりの情報で安易な相続対策に走り、かえって無駄な出費を招いてしまったり、家族にもめ事を起こしたりする例は少なくない。残念な結果に終わらぬよう、失敗例を教訓として生かしていこう。

取材・文／福島由恵(ライター)、イラスト／若泉さな絵

後で泣かない

# の落とし穴

2015年1月の改正相続税法施行から1年半余り。相続税の基礎控除枠が従来の6割までに縮小され、遺産は「東京都内の実家だけ」といった普通の世帯でも、相続税の支払いや申告が必要になる例が増えている。相続税はお金持ちだけの話」とされたのは昔の話。今は多くの人にとっての身近なテーマになってきている。

相続について積極的に情報収集する人が増える一方、聞きかじり

## Adviser



士田会計事務所  
税理士  
**土田義二さん**



落合会計事務所  
税理士  
**落合孝裕さん**



ジーマック松木事務所  
税理士  
**松木昭和さん**



相続手続支援センター  
横浜駅前・川崎駅前  
税理士  
**佐藤絵里子さん**

# 生前贈与、「名ばかり」 「やり過ぎ」は失敗のもと

生前贈与で税務署が厳しく見るポイントとは、「贈与をする」「贈与を受ける」の双方の意思が実態を伴って成立しているか否か。親が勝手に子供の名前で作った口座にお金を振り込み続ける、いわゆる「名義預金」は、子供が実際に口座を管理していなければ贈与として認められない。名義預金は相続財産としてカウントされ、相続税の課税対象になってしまう。

123ページ中図の条件に該当する「一方的な贈与」は特に要注意だ。名義預金(名義財産)と見なされ、後で想定外の相続税が生じれば、子供はがっかりするはず。心あたりがあるなら贈与と見なされる状態に改善しておきたい。

## Point

- ① 「あげる」「もらう」双方の意思が大事
- ② 必要以上の贈与には注意

残念!

## CASE 5

### 子供名義の生命保険、 保険料は親が振り込んだので失敗に

E太さんの亡き父は、生前にE太さん名義で生命保険を契約。毎年基礎控除の範囲内で贈与を行うつもりで100万円ずつ保険料を負担してきた。E太さんもこのことを承知しており、生前贈与が成り立つと思いつけていた。

ところが実際に相続が発生し、生命保険で蓄えた資産は贈与になっていないことを知る。贈与を成立させるには、

父からダイレクトに保険料を支払うやり方は駄目で、まず保険料相当をE太さんの口座に振り込み、E太さん自身が自分の口座から保険料を支払う必要があったのだ。

お金を残してくれたのはありがたいが、生前贈与による相続税対策は無効。保険で蓄えた資産は相続財産として計算されることになってしまった。

贈与するお金は手渡しでなく振り込みが理想。通帳の印鑑は、親が普段使うものとは別にし、通帳・印鑑共に子供が管理するのが絶対条件だ。口座も親の居住地ではなく、子供が暮らす地域の金融機関の窓口で開設したものを使う。さらに「贈与契約書を作成しておく



## プロの目

### 余命わずかなら 孫などに贈与



落合孝裕  
さん

落合孝裕さんによると、親の余命がわずかという時期に「相続税の節税をしたい」と事務所へ飛び込んでくる人も多いとか。「相続人への生前贈与は、相続前3年以内のものは全て相続財産に含めるので、この時期に子供が贈与を受けても節税にならない」と話す落合さん。だが、全く手がないわけではない。落合さんが提案する節税策の一つが、相続人以外の人に贈与をする方法。例えば孫や子供の嫁や婿、さらに甥や姪などへの贈与だ。金額次第では贈与税が生じるが相続財産は減る。ただし、臨終が近い時期の贈与は、税務調査で「本当に贈与の意思があったのか」という点を問われやすい。そのため、実行時は本人の署名入りの贈与契約書の作成を勧めている。本人の贈与の意思が明確だったことが説明できるかがポイントだ。

※=おしどり贈与(贈与税の配偶者控除)とは、結婚後20年以上の配偶者に、居住用不動産、または居住用不動産を買うための資金を贈与した場合に2000万円まで贈与税が非課税になる優遇。110万円の基礎控除とは別枠

残念!

# CASE 6

## 節税のつもりでおしどり贈与、他の税金がかかってガックリ

長年連れ添ったF夫さん夫妻。F夫さんは自分が死んだ時、妻の相続税を少しでも軽くしようと婚姻期間20年以上の配偶者への不動産贈与が2000万円相当分まで非課税になる「おしどり贈与」を実行することにした。

贈与の手続きが済んで分かったことだが、おしどり贈与で非課税になるの

は贈与税だけ。不動産の名義を書き換える時に必要となる不動産取得税、登録免許税などの税金の払いは生じてしまうのだ。加えて、名義を変えるための手続きを依頼した司法書士への報酬も必要で、税金を含めた一連の費用として約70万円も掛かってしまった。

こんなもんかと思っていたFさんだ

が、その後、配偶者への相続は1億6000万円まで非課税であることや、小規模宅地等の特例が使えることを知る。どうやらF夫さんが死んでも相続税はかからなかったようなのだ。結局、70万円を掛けた対策は無意味だったわけだ。今、夫妻は「もう少し勉強していれば……」と揃って肩を落としている。

### 指摘されやすい名義財産 鉄板!?!のNG例

**NG** 子供ではなく、親の居住地の銀行支店で子供名義の口座を作る

**NG** 子供名義の通帳なのに、印鑑や通帳を親が管理

**NG** 子供名義の証券口座なのに、親が株などの売買を指示

相続税の多寡とは違うが「必要以上に生前贈与を繰り返して、自分の生活費が足りなくなり困る例もある(土田義一さん)。特に分割での贈与もできる教育資金贈与の特例は、あげる話をする時、子供も「もらえるのが当たり前」と期待してしまう。贈与が途切れたことで親子関係がぎくしゃくすることも

のが望ましい」と税理士の落合孝裕さんは助言する。CASE5は、子供名義の保険契約なのに、親が保険料を払っていたため最終的に親の資産と見なされた失敗例。「正式な贈与とするには、親が一旦、子供にお金を渡し、子供が自ら保険料を支払う必要がある(落合さん)。

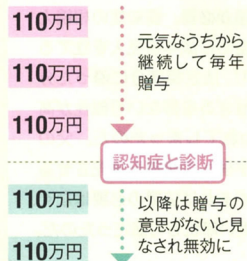
あるそうだ。生前贈与を行う際は、相続税額がいくらかだけでなく、自分の生活費の見直しも十分に立てた上で実行するよう心掛けたい。

**相続と贈与の税負担を比較**

CASE6は、もともと相続税の納付は不要だったのに、先走って生前贈与をしてしまった話。配偶者に対する2000万円までの贈与が非課税になる「おしどり贈与」(※)で節税を試みたが、結局、必要のない対策のために無駄なコストを支払ったという失敗だ。

おしどり贈与自体は生前贈与の有効手段の一つだ。しかし、不動産の所有権の移転に掛かる諸費用は贈与と相続で大きく異なることに注意が必要だ。贈与で不動産を取得した場合は不動産取得税が掛かるが、相続なら非課税。さらに所有権の移転登記に掛かる登録免許税は、贈与だと相続の5倍だ。

「不動産の所有権を移転する時の税金は、相続の方が圧倒的に優遇されている。このことを理解した上で、費用を掛けてまで生前贈与による相続税対策をする必要があるかどうかをよく考えて見極めてほしい(佐藤絵里子さん)。



例えば認知症と認定され、施設に入った記録などがあつた場合、以降の振り込み分は「子供に預けたお金」という扱いで相続財産に組み込まれる。損をするわけではないが、長期にわたればそれなりの金額になる。後で慌てないよう認識しておく。

子供への生前贈与を定例化した自動振り込みを使って実行している人もいる。だが「認知症になった後は、贈与が成立したとは見なされず、その分の生前贈与は否認されてしまう点は意外に忘れがち」と話すのは佐藤絵里子さん。

### プロの目



佐藤絵里子さん

**認知症になると自動贈与は無効**

子供への生前贈与を定例化した自動振り込みを使って実行している人もいる。だが「認知症になった後は、贈与が成立したとは見なされず、その分の生前贈与は否認されてしまう点は意外に忘れがち」と話すのは佐藤絵里子さん。